

広報

あしや

Garden City Ashiya

平成18年 12月1日号  
No. 953 (2006年) 毎月1日・15日発行

発行/  
芦屋市役所(広報課)  
TEL.0797 31 2121 FAX.0797 38 2152  
〒659 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
ホームページ  
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/  
メールアドレス  
info@city.ashiya.hyogo.jp



庭園都市芦屋へ



ナンキンハゼの並木道「岩園並木坂」

岩園保育所北側の交差点から岩園隧道の西詰め交差点に至る、およそ600mの南北道路は「岩園並木坂」の愛称をもつ美しい道です。  
春には若葉、夏には木漏れ日、秋には紅葉、そして初冬にかけてつける実は濃い緑から黒になり、やがてはじけて白い実が鈴なりとなります。  
この白い実は、かつては和ろうそくや石けんの原料として用いられました。  
また、絞った油には腫れ物や皮膚病の外用药としての効用があり、たいへん重宝されたようです。  
落ち葉や鳥が落とす実などを、通りに面した家のかたが清掃してくださっている姿に接し、心まで温くなった冬の「岩園並木坂」でした。

社会教育関係団体登録の申請

下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請の手続きをしてください。登録有効期間は、承認された日から平成21年8月31日までです。

【登録要件】

社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・内容が明確であり、公の支配に属さない団体であること。 団体運営については、団体に主体性があり、営利事業や政治・宗教活動を目的としない任意団体であること。特に芸能・趣味関係団体については、活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。 規約があり、会計・会計監査等の制度が確立しており、団体の本拠としての事務所が芦屋市にあること。 健全な自己財源を持ち、会員の会費等の負担額が一般的に見て高額過ぎないこと。 団体の活動への参加窓口を一般市民に広げていること。 団体内だけの活動のみでなく、地域全体への普及啓発活動があること。 組織の構成メンバーが、主として芦屋市民であること。また、芦屋市域を活動の拠点にしていること。 申請した内容について、ホームページ等で公開することに承認が得られること。(個人情報を除く)

【受け付け】 12月8日～25日(土・日を除く)の午前9時～正午・午後0時45分～5時

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

図書館からのお知らせ

大原分室は、6月1日から11月30日まで夜間開室(午後8時まで)を試行してきましたが、引き続き冬季期間の利用状況を把握するため平成19年3月31日まで試行期間を延長します。

【大原分室】 開室日時 水～金曜日:午前10時30分～午後8時<日・月・火曜日・祝日休室>  
土 曜 日:午前10時30分～午後5時

【本館】 開館日時 火～金曜日:午前9時30分～午後6時<月曜日・第1火曜日休館>  
土・日・祝日:午前9時30分～午後5時

本館は祝日も開館しています。月曜日・第1火曜日が祝日の場合も開館し、翌開館日が振替休館となります。

問い合わせ 図書館 ☎31-2301

年末特別火災警戒を実施  
問い合わせ 消防本部警防第一・二課 ☎32-2345  
年末の火災多発期を迎え、十二月一日から三十一日まで「年末特別火災警戒」を実施しています。この時期は空気が乾燥し、出火しやすく火災が広がりやすい気候となるうえ、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。ちよつとした不注意で火災を起こさないよう、火の取り扱いには一人ひとりが注意しましょう。《放火を防ぎましょう》  
外出時には戸締りをし、家の回りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。  
ごみは決められた日の朝に出しましょう。  
家の回りはいつも、なるべく明るくしておきましょう。  
自治会・管理組合などで訓練指導等をご希望の場合は、警防課へお問い合わせください。

【全国統一標語】 消さないで あなたの心の 注意の火。

【阪神間統一標語】 火災から 人命を守ろう

広報あしや  
臨時号発行  
のお知らせ

「広報あしや」臨時号<水道特集>を、11月15日付けで水道部から発行、11月15日の朝刊に折り込み配布しています。お持ちでないかたは、市役所ほかに配置していますので、ご利用ください。

問い合わせ 水道部総務課 ☎38-2080